

学内定期健康診断を受診することができない場合の対応について

健康支援課（保健室）

帰省のため遠隔地に居住している、授業等やむをえない事情で12月21日（月）～12月25日（金）の学内定期健康診断を受けることができない場合、以下の1または2の方法で受診することができます。

1. 大学の指定する機関にて受診する

事前の申し出・予約をすることにより、**大学指定の学外健診機関にて受診することができます。**この場合、大学で健康診断証明書を発行することが可能ですが、発行開始は受診日に関わらず、学内健診受診者と同じタイミングとなります。（2021年1月下旬を予定）

■ 受診期間

11月～12月 平日の午後のみ（受付時間：13:00～14:30）

■ 実施場所

愛媛県総合保健協会 附属診療所

（〒790-0814 愛媛県松山市味酒町1丁目10番地5）

■ 受診方法

9月30日～10月8日に学内ポータルにて実施する、『健康診断 受診予定調査』にて「大学指定の機関（松山市内）での受診を希望する」を選択し、希望日時を第3希望まで入力してください。後日、メールにて受診日時の調整、受診方法の連絡を行います。1日の受診人数に限りがあるため、希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

学内ポータルでの『健康診断 受診予定調査』による申込期間終了後に受診を希望する場合や受診予定の変更を希望する場合は、健康支援課までメール（mu-hoken@matsuyama-u.jp）で申し出ること。

2. 任意の医療機関・健診機関で受診し、受診費用の一部補助を受ける

任意の医療機関等で受診し結果を提出することで、受診費用の一部を補助します。前期卒業生（在学中に受診した学生に限る）や、就職活動等のため既に受診済の学生も申請可能です。詳細は「2020（令和2）年度 学生定期健康診断費用補助実施要領」をご覧ください。

【問い合わせ先】

健康支援課（保健室）

TEL：089-926-7131

Mail：mu-hoken@matsuyama-u.jp